

長野県飲食店食べきり推進事業仕様書（案）

この仕様書は、長野県環境部資源循環推進課（以下「委託者」という。）が行う長野県食べきり推進事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定める。

1 業務委託名

長野県飲食店食べきり推進事業

2 目的

日本の食品ロス※発生量は令和4年度推計で 472 万トン（農林水産省、環境省公表）。そのうち事業系食品ロスは 236 万トンとなっている。

事業系食品ロスは食品の製造から消費に至るまで様々な段階で発生しているが、外食産業では食品廃棄物に占める食品ロスの割合が高い（約 60%）。食べ残し等の削減に向け、事業者だけでなく消費者を含めて、一層の取組が必要である。

このため、外食産業に焦点を当て、飲食店利用者が飲食時に食べきった場合（持ち帰りを含む）にメリットを付与する事業を展開することにより、外食産業における食品ロス削減を推進する。

飲食店においては本事業に参加することにより、利用者の増加、食品ロス削減による経費削減、廃棄物削減による環境への貢献等のメリットが期待できる。

※食品ロス：本来、食べられるのに廃棄されてしまう食品のこと

3 委託業務概要

（1）概要

受託者は県内の飲食店向けに事業を展開するため食べきり推進事業（以下、「本事業」という。）に関する企画提案から消費者向け広報、運営の一切を実施する。

飲食店での飲食時に食べきり（持ち帰りを含む）等を促すため、飲食店利用者がインセンティブを受けられる仕組みを構築し、専用ウェブページで飲食店情報等を確認できるようにした上で、本事業を消費者に認知してもらうために実施期間や実施店舗等について広報を行う。

（2）対象地域

長野県内

（3）内容

以下の内容を踏まえ、詳細は受託者が提案のうえ、委託者及び受託者の協議により決定すること。

- ア 参加事業者の募集
- イ インセンティブコンテンツの作成及び運営
- ウ 専用ウェブページの作成及び運営
- エ 消費者に向けた事業の広報
- オ 効果測定

（4）履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

（5）スケジュール

令和7年（2025年）8～9月：参加事業者の募集、広報準備
令和7年（2025年）10～12月：実施期間（コンテンツの運営）
令和8年（2026年）1～2月：効果検証の実施、報告

4 業務内容

（1）参加事業者の募集

本事業に参加する飲食店事業者（以下、「協力店」という。）を募集すること。

ア 募集対象

県内の「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト～」に登録している飲食店 680 店舗に募集をかけること。（協力店目標店舗数 100 店舗）

イ 本事業名の提案

受託者は、本事業を利用者が認知しやすい事業名又はキャンペーン名を提案のうえ、委託者及び受託者の協議により決定すること。

ウ 募集方法の提案

多くの飲食店が参加するような募集方法を提案すること。

（例：電話又は DM にて案内し参加意向を確認、アポイントを取り事業内容を説明 等）

エ インセンティブの提案

多くの飲食店が参加しやすいインセンティブ（メリット）を提案すること。

受託者は、インセンティブの提案にあたり、次の点に留意すること。

- （ア） 事業企画にあたっては、幅広い年代の利用者が利用参加しやすいものとし、食べ残しの発生量を減少させる内容とすること。
- （イ） 可能な限り協力店に対して、メリット（次回来店機会の創出等）となるものとすること。
- （ウ） インセンティブの内容を協力店が選択できるように複数用意すること。
- （エ） インセンティブとなる景品代や発送費用等が必要な場合は委託料の中に含めること。
- （オ） インセンティブの配布又は発送等は履行期間内に完了すること。

オ 募集期間

契約締結の日から令和7年9月12日（金）まで

カ 広報期間の前日までに以下の内容を記載した協力店の一覧を委託者へ報告すること。

- （ア） 事業者名、所在地、業態、代表者氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- （イ） 食品ロス削減に関する取組内容（協力店ごと）
- （ウ） インセンティブ内容（協力店ごと）

（2）インセンティブコンテンツの作成及び運営

ア コンテンツの作成

（1）エにおいて提案したインセンティブを利用者へ提供するまでのコンテンツを受託者が提案のうえ、委託者及び受託者の協議により決定すること。

（例：ハッシュタグキャンペーンを行い、当せん者に景品の送付を行う。次回割引券を渡す等）

イ 事業実施期間

令和7年10月1日（水）から令和7年12月31日（水）まで

(3) 専用ウェブページの作成及び運営

本事業を紹介する専用ウェブページについて受託者が提案のうえ、委託者及び受託者の協議により決定すること。

ア 内容

- (ア) 協力店が実施する食品ロス削減に関する取組内容が利用者に伝わることを目的とし、利用者が利用しやすいものとする。
- (イ) 作成するウェブページに協力店の一覧を作り、各協力店の公式 HP 等へのリンクを掲載すること。
- (ウ) 協力店をカテゴリ別(地域別、業態別、取組内容別等)に、検索できるようにすること。
(例：サイズ(量)の変更やテイクアウトの可否、持ち帰り容器の用意など)
- (エ) 各協力店の位置を地図上に表示し、現在地から位置情報等を確認できるようにすること。
- (オ) 上記に加え、食品ロスの現状が伝わる内容を記載すること。

イ 掲載期間

令和7年10月1日(水)から令和7年12月31日(水)まで

ウ 受託者は、ウェブページの作成にあたり、次の点に留意すること。

- (ア) 作成するウェブページはPC、携帯用端末(スマートフォン、タブレット等)の各デバイスに対応すること。
- (イ) 受託者側でサーバーを用意すること。
- (ウ) 委託者が指定する長野県公式ホームページ等へのリンクを掲載すること。
- (エ) ウェブページ作成に当たって必要な画像やイラストは、両者協議のうえ、基本的に受託者が用意するものとする。
- (オ) 専用ウェブページのコンテンツの内容を、メディアが有する様々な広告媒体に取り上げてもらえるよう工夫すること。
- (カ) アクセシビリティに配慮された設計仕様であること。(JIS X8341-3 準拠)

(4) 消費者に向けた事業の広報

受託者は、本事業を消費者に認知してもらうために実施期間や実施店舗、4(3)で作成した専用ページ等を広報するにあたり、効果的な広報媒体及び内容等を提案のうえ、委託者及び受託者の協議により決定すること。

ア Web 広告及びその他の広告等の作成

(ア) Web 広告

SNS 広告(LINE、YouTube、Instagram など)、TVer 広告等の媒体から効果的なものを提案し、委託者と受託者が協議の上、決定すること。

- (イ) 協力店が店頭などで周知するためのポスター及びチラシ等の広告を作成し、配布すること。

(ウ) その他

(ア)及び(イ)以外に紙面等による広告やテレビCM、ポスター、チラシ配布等、受託者が提案可能で目的の達成に効果的と考えられる広報手法がある場合は提案すること。

イ Web 広告及びその他の広告等による広報の実施

(ア) 広報の実施

上記アにより作成した広告及びその他の広告等は広報開始日前日までに電子媒体等により送付し、事前に委託者の内容確認を受けること。

委託者の了解を得た上で、4（3）で作成した専用ページを含む広報を実施すること。

(イ) 広報媒体及び回数

提案金額の範囲内で本業務の目的の達成に効果的と考えられる広告回数、広告媒体、広告の種類（例：制作広告動画〇分×〇本を〇〇媒体で〇回、制作広告バナー〇本を〇〇媒体で〇回、ポスター、チラシを〇部作成し〇〇へ配布等）それぞれを提案すること。

(ウ) 広報期間

令和7年9月19日（金）から令和7年12月31日（水）までの間で随時実施。

ウ 受託者は、広告の作成にあたり、次の点に留意すること。

(ア) 広告の中には、長野県 PR キャラクター「アルクマ」（受託者から長野県観光スポーツ部への申請が必要）を入れること。

(イ) 制作した広告は通常のパソコンで閲覧可能な形式とすること。

(5) 効果検証の実施、報告

以下の項目について、協力店に聞き取り等のアンケート調査を行うことで実施すること。

ア 食べ残し量の変化（協力店からの報告）

イ 利用者数の集計

ウ 事業実施前後の意識変化の把握

エ 事業に対する意見等

オ 専用ウェブページのアクセス数等のデータ

5 報告

(1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から5日以内に委託者に提出すること。

(2) 受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況等を報告すること。

(3) 受託者は、委託業務完了後10日以内に、以下の書類を添え委託業務完了報告書を委託者に提出すること。

- ・ 広報の実施確認書
- ・ 特典配布状況確認書
- ・ その他、県が必要と認める書類

6 業務実施上の留意事項

(1) 提出する企画提案書の内容は、各業務の留意点を十分踏まえ一貫性及び整合性が図られ、目的を十分に達成できる実施内容とする。

(2) 業務実施に当たり、効率的な実施体制及び明確な責任体制を確保すること。

7 その他

(1) 本事業の成果等は県に帰属します。

(2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。

(3) 次の一般的な事項にも注意すること。

ア 制作する成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて長野県に帰属すること。

ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利（以下、権利留保物という。）については受託者に留保するものとし、この場合に、長野県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できること。

ウ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

エ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

オ 個人情報の保護については十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

カ 本業務で取得した情報については秘密を保持するとともに、契約目的以外には絶対に利用しないこと。

キ 受託者は成果品（業務の遂行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) この仕様書に定めがない事項は、委託者と受託者が協議の上決定する。

